

## 規制の事前評価書

### 1. 政策の名称

保険会社の同一グループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行

### 2. 担当部局

金融庁総務企画局企画課保険企画室

### 3. 評価実施時期

平成 23 年 3 月 10 日

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性

##### ① 現状及び問題点

保険会社が他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（以下「業務代理等」という。）を行おうとする場合には、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。保険会社の組織再編が進む中、当該規制を緩和しない場合には、グループ内における経営資源の有効活用や顧客の利便性向上に支障が生じる可能性がある。

##### ② 規制の新設又は改廃の目的及び必要性

保険会社の同一グループ内において行われる業務代理等について、規制を緩和することにより、円滑なグループ経営を可能とし、経営資源の有効活用や顧客の利便性向上が図られるようにする必要がある。

#### (2) 法令の名称、関連条項とその内容

保険業法第 98 条第 2 項

#### (3) 規制の新設又は改廃の内容

保険会社が同一グループ内の会社の業務代理等を行う場合には、届出のみで行うことができることとする。

### 5. 想定される代替案

保険会社における他の保険会社や金融業を行う者の業務代理等について、同一グループ内に限らず、届出のみで行うことができることとする。

## 6. 規制の費用（代替案における費用も含む。）

### (1) 遵守費用

#### ① 本案

保険会社において、同一グループ内の会社の業務代理等を行おうとするときの届出に伴う費用が発生するものの、現行における認可申請に伴う費用は減少する。

#### ② 代替案

保険会社において、同一グループ内に限らず、他の保険会社や金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの届出に伴う費用が発生するものの、現行における認可申請に伴う費用は減少する。なお、本案よりも届出制となる範囲が広い  
ため、より多くの場合において、全体としての遵守費用が減少することが見込まれる。

### (2) 行政費用

#### ① 本案

保険会社が同一グループ内の会社の業務代理等を行おうとするときの届出の受理に伴う費用が発生するものの、現行における認可申請の審査に伴う費用は減少する。

#### ② 代替案

保険会社が同一グループ内に限らず、他の保険会社や金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの届出の受理に伴う費用が発生するものの、現行における認可申請の審査に伴う費用は減少する。なお、本案よりも届出制となる範囲が広い  
ため、より多くの場合において、全体としての行政費用が減少することが見込まれる。

### (3) その他の社会的費用

#### ① 本案

特段の社会的費用は発生しない。

#### ② 代替案

業務代理等の委託者が、受託者である保険会社の子会社等の密接な関係者である場合には、受託者が固有業務を健全かつ適切に行うことが委託者の利益にも適うことから、受託者の固有業務の遂行を損なうこととならない範囲で業務代理等

が行われることが期待できる。

一方、委託者が密接な関係者でない場合には、そうした関係にはないことから、受託者の固有業務の遂行を損なうおそれがより強く、受託者の保険契約者等の利益を損ないかねない。

## 7. 規制の便益（代替案における便益も含む。）

### ① 本案

保険会社における収益機会の拡大、グループ内の経営資源の有効活用や顧客サービスの向上が見込まれる。

### ② 代替案

保険会社における収益機会の一層の拡大が見込まれるが、経営資源の有効活用や顧客サービスの向上については、受託者の固有業務の遂行に支障が生じる場合には、便益の効果が減殺されるおそれがある。

## 8. 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

### (1) 費用と便益の関係の分析

保険会社において、同一グループ内の会社の業務代理等を行おうとするときの届出に伴う遵守費用及び当該届出の受理に係る行政費用は、現行における認可制における費用と比べて減少することが見込まれる。

また、保険会社における収益機会の拡大、グループ内の経営資源の有効活用や顧客サービスの向上という新たな便益が見込まれる。

### (2) 代替案との比較

代替案では、保険会社における業務代理等について、同一グループ内の会社に限らず届出によって行うことができることとなることから、遵守費用と行政費用は、本案よりも減少することが見込まれる。

一方、委託者が子会社等の密接な関係者でない場合には、受託者における固有業務の健全かつ適切な遂行が委託者の利益にも適うという関係にはないことから、受託者の固有業務の遂行を損なうおそれがより強く、保険契約者等の利益を損ないかねないという社会的費用が発生する。

なお、便益に関しては、本案に比べ、保険会社の収益機会の一層の拡大が見込まれる一方、経営資源の有効活用や顧客サービスの向上については、受託者の固有業務の遂行に支障が生じる場合には、効果が減殺されるおそれがある。

以上のような社会的費用の発生等に係る負の効果は、遵守費用等に係る正の効果

を上回ると考えられ、したがって、同一グループ内の業務代理等についてのみ届出制とする本案が適当と考えられる。

9. 有識者の見解その他関連事項

なし。

10. レビューを行う時期又は条件

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。